

須賀川地方保健環境組合
循環型社会形成推進地域計画
(第二期)

須賀川地方保健環境組合

組合構成市町村

須賀川市
鏡石町
天栄村

策定：令和元年12月20日

変更：令和2年11月24日

〈 目 次 〉

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	2
(3)	基本的な方向	2
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物処理等の目標	4
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	8
(3)	処理施設の整備	10
(4)	施設整備に関する計画支援事業	10
(5)	その他の施策	11
4	計画のフォローアップと事後評価	12
(1)	計画のフォローアップ	12
(2)	事後評価及び計画の見直し	12

【添付書類】

様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

参考資料様式 1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

参考資料様式 4 施設概要（最終処分場系）

参考図

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 : 須賀川市、鏡石町、天栄村

面積 : 536.25km²

人口 : 95,758人 (平成29年10月1日現在)

(内訳)

	須賀川市	鏡石町	天栄村	合計
面積 ^{※1}	279.43 km ²	31.30 km ²	225.52 km ²	536.25 km ²
人口 ^{※2}	77,226人	12,735人	5,797人	95,758人

※1 国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」。

※2 各市町村住民基本台帳(10/1現在)。外国人含む。

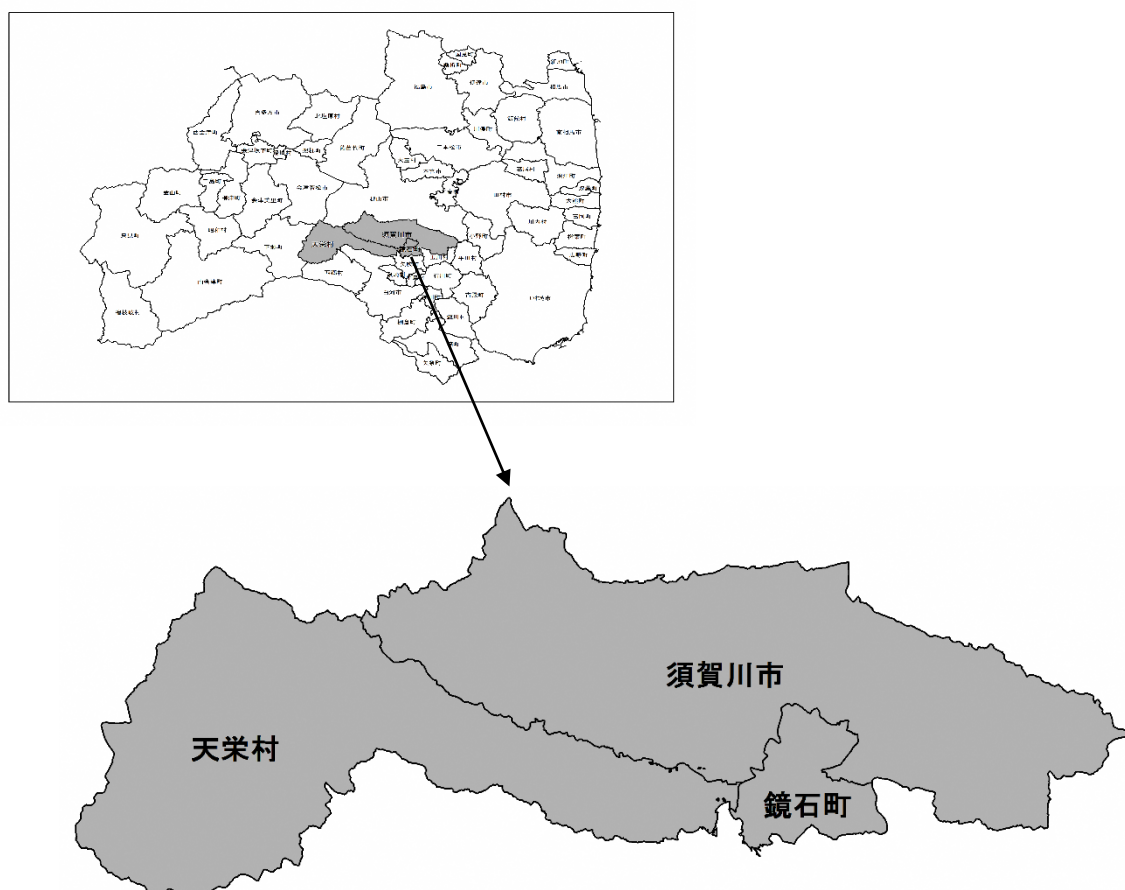


図1 構成市町村の位置

(2) 計画期間

本計画は令和 2 (2020) 年 4 月から令和 7 (2025) 年 3 月までの 5 年間を計画期間とする。

なお、上記期間に完了しない事業については、次の計画を定め引き続き行うものとする。

また、計画は目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本地域は、須賀川市、鏡石町、天栄村の 1 市 1 町 1 村で構成され、福島県のほぼ中央に位置する。北は郡山市、会津若松市に、南は西郷村、白河市、矢吹町、玉川村に、東は平田村、小野町に、西は下郷町に面している。

本組合では、組合構成市町村全てのごみの中間処理及び最終処分を行っており、収集運搬は構成市町村が主体となっている。

本組合では、資源ごみの分別排出促進によるリサイクル率向上を目指しており、資源物の回収量の調整を円滑化するため、リサイクル対象物の新たにストックヤードを整備する。

また、既存の最終処分場の残余容量が逼迫していることから、ごみの発生抑制を推進しつつ、新たな最終処分場を整備する。

特に、廃棄物の処理に関して、本地域は排出されるごみの減量化や適正な処理・処分を進めている。なかでも、国の環境法及び循環型社会形成推進基本法の理念である、「発生抑制 (リデュース : Reduce)」「再使用 (リユース : Reuse)」「再生利用 (リサイクル : Recycle)」の 3R を推進することで、より一層のごみ減量・資源化に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

福島県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村の意見を踏まえ「福島県ごみ処理広域化計画 (平成 22 年 3 月改訂)」を策定し、広域化を進めてきた。

須賀川市、鏡石町、及び天栄村では、昭和 38 年に本組合を設立して以降、広域的なごみ処理事業に取り組んできた。「福島県広域化計画」については、市町村合併により、おおむね広域処理が行われていることなどから、平成 29 年度末で終了したところであるが、平成 31 年 3 月 29 日付け通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について (通知)」に基づき、県が広域化計画を策定した場合は、それに基づいて広域化・集約化を検討していく。

(2) 一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組むこととする。

また、令和7年度時の一般廃棄物の排出、処理状況は図3のとおりである。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※1) (平成29 (2017) 年度)	目標 (割合※1) (令和7 (2025) 年度)
排出量	事業系 総排出量	7,202 t	6,881 t (-4.5%)
	1事業所当たりの総排出量※2	1.74 t/事業所	1.66 t/事業所 (-4.6%)
	生活系 総排出量	24,420 t	22,727 t (-6.9%)
	1人当たりの排出量※3	259 kg/人	246 kg/人 (-5.0%)
合 計	事業系生活系排出量合計	31,622 t	29,608 t (-6.4%)
再生利用量	直接資源化量	85 t (0.3%)	69 t (0.2%)
	総資源化量	3,619 t (11.2%)	3,748 t (12.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	— MWh	— MWh
減量化量	中間処理による減量化量	24,971 t (79.0%)	23,346 t (78.9%)
最終処分量	埋立最終処分量	3,779 t (12.0%)	3,459 t (11.7%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

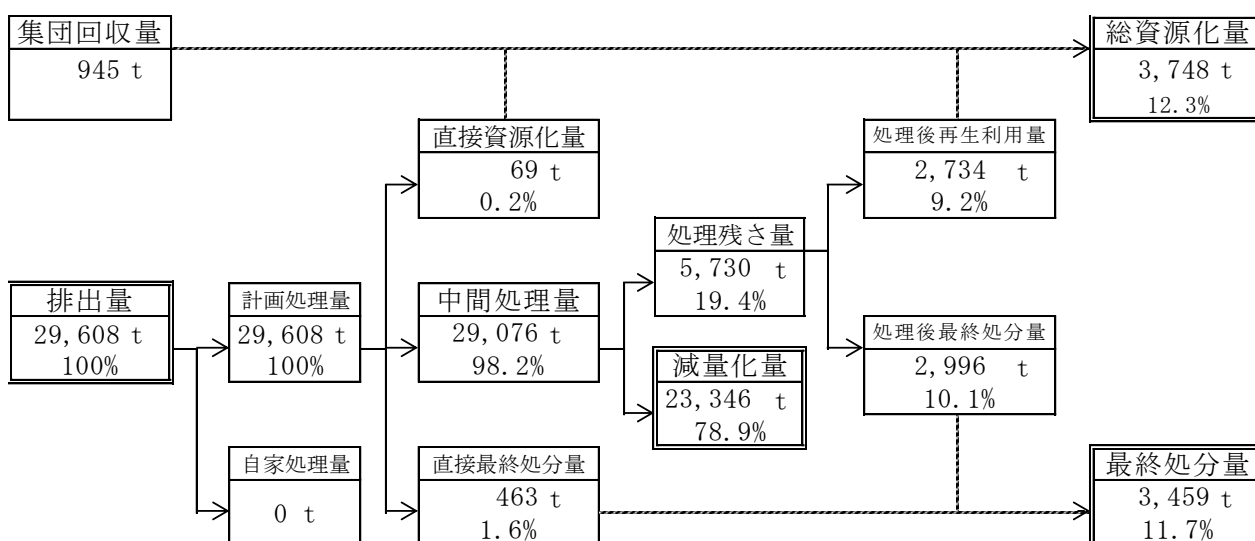
排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※中間処理量は破碎処理、資源化、焼却処理等の処理量である。

※端数処理の関係から合計値があわないことがある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和7年度・3市町村全体)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 生活系ごみの減量化・資源化

① ごみの排出抑制の浸透

構成市町村と連携で、住民への環境学習、広報やホームページを活用した情報の提供等の強化により、簡易包装、食べ残しを減らすなどのごみの排出抑制行動の浸透を図る。

② 分別の徹底と拡充

燃えるごみの中には、資源化できるものがあるため住民にさらなる分別の徹底を呼びかけ、ごみの減量化・資源化を促進する。

さらに、現在、白色トレイなど品目限定で実施している「その他プラスチック製容器包装」の品目を拡大し、その他プラスチック製容器包装の分別収集の拡充を図り、燃えるごみ、燃えないごみ中の資源化物の減量化・資源化を推進する。

③ 生ごみの減量化

生ごみ（食品廃棄物）の排出抑制を推進する。また、生ごみは、一般的に約8割が水分と言われていることから、生ごみを排出する前の水切りの徹底を呼びかけ、生ごみの減量を推進する。

さらに、生ごみの減量化を促進するため、構成市町村で実施している生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を購入する世帯に対する購入費の補助の継続を推進する。

④ 集団回収の推進

構成市町村で実施している集団回収事業を継続し、本事業を通じて地域コミュニティの形成に役立て、地域団体の育成を図るとともに、資源回収の促進を図る。また、紙製容器包装を回収品目に加え、燃えるごみ中の資源化物の減量・資源化を推進する。

⑤ 生活系ごみの有料化の検討

受益者負担の公平化の観点等から有料化の導入が進んでおり、福島県では全市町村の3割以上の自治体で有料化が実施されている*。現在、構成市町村が無料で収集している生活系ごみについても、今後、構成市町村と連携を図り、県内外の動向を踏まえ、長期的視点での有料化の検討をしていく。

※出典：平成28年度福島県の一般廃棄物処理の状況（福島県生活環境部，平成31年3月）

⑥ 資源回収業者の確保

地域で回収された資源が、円滑に資源回収業者に引き渡されるよう必要に応じて業者との連絡・調整を行う。

⑦ リユースの推進

住民のリユースを推進するため、再生品ストックヤードの拡張と、粗大ごみからの再生利用可能な物の回収と住民への提供を検討する。

イ 事業系ごみの減量化・資源化

① 排出者責任の徹底

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが法律により義務づけられているため、事業者に対しては、構成市町村と連携で排出者責任の徹底を周知する。

② 事業系ごみの排出抑制の浸透

排出者責任の徹底により、ペーパーレス化などのごみの排出抑制行動の浸透を図る。

③ 事業系ごみの適正処理の推進

事業系ごみが生活系ごみへ混入している場合があるため、事業系ごみを適正に処理するよう構成市町村と連携し、監視・指導を徹底する。

また、施設での積載物の検査を引き続き実施する等、産業廃棄物の不適正な処理や受け入れ基準を満足しない搬入が行われないよう事業系ごみの適正処理を推進する。

④ 多量排出事業者への適正処理及び減量化指導

事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、同計画に基づき、構成市町村において実施状況を管理・指導することにより排出抑制を推進する。

⑤ 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

生ごみの減量に対し、病院・介護施設・ホテル・給食センター・小売業・飲食店等から排出される生ごみの減量・資源化を促進するよう協力を呼びかける。また、過剰包装を自粛し、包装廃棄物の排出を抑制し、再生利用が可能なものは資源化を促進するよう協力を求める。

⑥ 適正な手数料の徴収

事業系ごみの処理手数料は、今後も処理・処分原価と比較しながら必要に応じて見直しを行い、適正な処理手数料を徴収していく。

⑦ 公共施設における減量化の推進

公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して減量・資源化に取り組む。

ウ 普及・啓発事業

① パートナーシップの形成

ごみ問題に関し、住民、事業者と連携、協働した取り組みを推進するため、廃棄物減量等推進審議会、減量等推進員制度の組織作りと推進体制を整備していく。

また、構成市町村においては、定期的な「地区清掃」、「道路・河川などの美化清掃」などを通じて、住民と協働して清潔できれいな街づくりを推進する。

② 住民・事業者への意識啓発及び情報提供

住民及び事業者に対し、ごみ問題への関心や3Rの推進によるライフスタイルの転換など、ごみの減量化・資源化への意識啓発や情報提供を実施する。

③ 買い物袋・買い物かご持参運動

環境省・経済産業省・3R活動推進フォーラム・各都道府県が連携して毎年実施されている「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通して、商品購入時におけるマイバッグ持参運動、詰め替え品、長い間使える製品、リサイクル可能な商品、リサイクル製品などの、環境にやさしい商品の購入等の3R行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制の推進に努める。

④ 環境教育・環境学習の推進

構成市町村においては、ごみに関する地域座談会、勉強会、ごみ処理施設等の見学会、リサイクル分別体験など、学校や地域ぐるみで考え、学び、実践する生涯学習としての取り組みを推進する。

また、本組合では、構成市町村が実施する環境学習等に適正処理の観点から積極的に協力・支援していく。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

現在及び将来における処理体制は表2のとおりである。

分別は、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ(須賀川市)、資源物、古紙類(鏡石町、天栄村)となっている。

可燃ごみはごみ処理施設(焼却施設)にて焼却処理し、焼却残渣を一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を行っている。

粗大ごみは、手選別を行い可燃性のものは可燃ごみと共に焼却処理している。不燃性のものは焼却残渣と一緒に一般廃棄物最終処分場において埋立処分を実施している。

資源物のうちペットボトル、プラスチック類は資源物ストックヤードで圧縮・梱包を行い、業者に引き渡している。

その他の資源物等は各市町村で適切なリサイクルを実施している。

今後は、構成市町村と連携して分別の徹底を推進することで焼却残渣率や最終処分率の低減を目指し、よりいっそうの処理・処分量の削減に努める。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、自己処理責任の原則に則り、事業者による自己搬入及び収集運搬許可業者による搬入を認めており、可燃ごみは焼却施設へ、不燃ごみは最終処分場へそれぞれ搬入している。

今後も、適正な処理手数料の徴収、積載物の検査などを実施することによる、適正処理の推進に努めるとともに、多量にごみを排出する事業者に対してごみの減量化・資源化計画の作成を求めるなど、排出抑制にも努める。

ウ 今後の処理体制の要点

- ◇構成市町村と連携して、分別の徹底を推進し、焼却残渣率や最終処分率を低減させるとともに、リサイクル率の向上を図ります。
- ◇事業系ごみについては、適正な処理手数料の見直しと積載物の検査によって、適正処理の推進に努めます。

表2 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成29年度）

現状（平成29年）					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理量 (トン)	
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	ごみ処理施設 (焼却施設)	最終処分場	21,110	
	焼却				
粗大ごみ ・不燃ごみ	手選別・ 埋立処分・ 業者引渡	手選別等	最終処分場 (不燃残渣)	535	
			業者引渡 (有価物)	216	
資源物	ペットボトル	選別・ 圧縮梱包・ 業者引渡	資源物ストックヤード (圧縮・梱包)	業者引き渡し	186
	プラスチック類				34
	紙類	選別・ 圧縮梱包・ 業者引渡	資源物ストックヤード (一時保管)	業者引き渡し	874
	金属類				586
	不燃 スクラップ				204 (不燃ご みより)
	びん類				879
	乾電池				12 (不燃ご みより)



将来（令和7（2025）年度）

今後（令和7（2025）年度）					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理量 (トン)	
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	ごみ処理施設 (焼却施設)	最終処分場	19,471	
	焼却				
粗大ごみ ・不燃ごみ	手選別・ 埋立処分・ 業者引渡	手選別等	最終処分場 (不燃残渣)	534	
			業者引渡 (有価物)	184	
資源物	ペットボトル	選別・ 圧縮梱包・ 業者引渡	資源物ストックヤード (圧縮・梱包)	業者引き渡し	192
	プラスチック類				30
	紙類	選別・ 圧縮梱包・ 業者引渡	資源物ストックヤード (一時保管)	業者引き渡し	868
	金属類				619
	不燃 スクラップ				172 (不燃ご みより)
	びん類				829
	乾電池				12 (不燃ご みより)

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

ストックヤード等整備事業については、資源物のリサイクルの推進を図るため、旧ごみ焼却施設を解体後に跡地を利用し、資源物ストックヤードを整備する。

最終処分場整備事象については、災害廃棄物の受入により、現最終処分場の残容量が減少してきたことから、焼却残渣及び不燃ごみの最終処分場を確保するため、新たに最終処分場を整備する。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)	ストックヤード等整備事業	約210m ³	須賀川市森宿宇ビワノ首 地内	R2-R2
2	最終処分場一般廃棄物最終処分場	最終処分場整備事業	約7万m ³	須賀川市小中字獅々ヶ前 地内	R2-R5

※現有処理施設の位置関係及び概要を添付した。(添付-12)

(整備理由)

事業番号1 高効率ごみ発電施設建設に伴う解体、リサイクルの推進

事業番号2 新規最終処分場の整備

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に係る計画支援事業は予定していない。

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 災害廃棄物への対応（大規模災害を除く）

震災や風水害等の自然災害により、一時的に多量に排出されるごみの処理については、福島県の災害廃棄物処理方針に基づき、構成市町村と連携してその適正な処理を図る。

また、災害時の主な対応事項をとりまとめた災害廃棄物処理計画を今後策定予定である。

① 仮置場の確保・管理

・仮置場の確保

構成市町村では、被災地の生活環境を保全するため、災害廃棄物等の排出場所を確保する。本組合では、排出場所から搬出される災害廃棄物の一時保管や、分別などの作業を行うための場所の確保を図る。

・分別の徹底

災害廃棄物は分別排出を基本とし、混合して搬入されたごみも再選別等の分別を行い、再資源化を図る。

また、家電リサイクル法等の対象物は、関係法令に則り適正に処理する。

・処理困難物・危険物等

災害によって搬入された処理困難物・危険物等は適正に管理し、専門業者への委託等の検討を行い適正に処理する。

② 災害廃棄物の処理

・災害廃棄物の処理

分別を徹底したのち、再資源化できないものは焼却または埋立処分を行い適正に処理する。

・処理施設の確保等

ごみ処理施設が被災、または処理能力以上の災害廃棄物発生により処理が困難な場合には、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」等により協力を要請するなど、処理ルート確保を図る。

また、本地域外で発生した災害による災害廃棄物に対し、ごみ処理の要請があった場合には、適正な処理・処分が可能な範囲で協力するものとする。

イ 不法投棄防止の推進

不法投棄や散乱ごみを防止するため、住民への啓発を進めるとともに、構成市町村、地域、警察、道路管理者等との連携による監視体制を強化する。また、組合圏域内の不法投棄がある箇所を特定し、不法投棄されにくい環境の整備を推進する。

ウ 適正処理困難物への対応強化

収集や処理段階において適正処理が困難な物や排出禁止物については、販売店・メーカー

への引取強化等を関係機関等へ要請していく。特に、今後の高齢化社会に向け、関係機関と協議しながら、在宅医療廃棄物の適正処理方法を検討する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合では、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県、及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の確認を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 資 料

様式 1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1	添付-1, 2
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	添付-3
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	添付-4
参考資料様式 1	施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	添付-5
参考資料様式 4	施設概要（最終処分場系）	添付-6

（その他参考資料として以下図を添付）

参考図①	：人口・ごみ量・リサイクル率の推移	添付-7
参考図②	：対象地域	添付-8
参考図③	：既存施設等の位置・概要	添付-9
参考図④	：ハザードマップ	添付-10

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	須賀川地方保健環境組合	(2) 地域内人口	須賀川市	77,226 人	(3) 地域面積	須賀川市	279.43 km ²
			鏡石町	12,735 人		鏡石町	31.30 km ²
			天栄村	5,797 人		天栄村	225.52 km ²
			合計	95,758 人		合計	536.25 km ²
(4) 構成市町村等名	須賀川市、鏡石町、天栄村、須賀川地方保健環境組合		(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他			
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	昭和 38 年 1 月 須賀川地方衛生処理組合設立 昭和 54 年 1 月 須賀川地方保健環境組合に名称変更						

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	令和 7 年度
排 出 量	事業系 総排出量（トン）	7,164	7,045	6,761	6,846	7,202	6,881 (-4.5% ^{**2})
	1 事業所当たり排出量 (t/事業所)	1.73	1.70	1.63	1.65	1.74	1.66 (-4.6% ^{**2})
	生活系 総排出量（トン）	26,392	25,640	25,361	24,559	24,420	22,727 (-6.9% ^{**2})
	1 人当たり排出量(kg/人)	276	269	265	258	259	246 (-5.0% ^{**2})
	合 計（トン）	33,556	32,685	32,122	31,405	31,622	29,608 (-6.4% ^{**2})
再 生 利 用 量	集団回収（トン）	1,130	1,146	1,107	981	747	945
	直接資源化量（トン）	104 (0.3%)	102 (0.3%)	86 (0.3%)	101 (0.3%)	85 (0.3%)	69 (0.2%)
	総資源化量（トン）※1	4,629 (13.3%)	4,498 (13.3%)	4,357 (13.1%)	3,766 (11.6%)	3,619 (11.2%)	3,748 (12.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量 MWh）	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	26,490 (78.9%)	25,568 (78.2%)	25,313 (78.8%)	24,731 (78.7%)	24,971 (79.0%)	23,346 (78.9%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量（トン）	3,567 (10.6%)	3,765 (11.5%)	3,559 (11.1%)	3,889 (12.4%)	3,779 (12.0%)	3,459 (11.7%)

*1 中間処理後再生利用量を含む

*2 平成 29 年度比 ※別添資料として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付した（添付資料 2）

3 一般廃棄物処理施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止 理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
高効率ごみ発電施設	組合	ストーカ式焼却炉	有	95t/24h (47.5t 炉/24h×2 炉)	平成 31 (2019) 年 4 月	—	—	—	—	—	
資源物ストックヤード施設	組合	ストックヤード	有	ストックヤード : 210m ³ ペレット減容機 : 500kg/h	平成 12 (2000) 年 4 月	—	—	—	—	—	
資源物ストックヤード施設	組合					—	リサイクル の推進	保管等	令和 3 年 3 月	約 210m ³	
一般廃棄物最終処分場	組合	サンドイッチ方式	有	140,800m ³	平成 12 (2000) 年 8 月	—	—	—	—	—	
一般廃棄物最終処分場	組合					—	現埋立処分 場の埋立完 了を見据え た事業計画	サンドイ ッチ方式	令和 6 年 3 月	約 7 万 m ³	

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11-1	ごみの排出抑制の浸透	住民への環境学習、広報やホームページを活用した情報の提供等の強化する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	11-2	分別の徹底	さらなる分別の徹底を呼びかけ、ごみの減量化・資源化を促進する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	11-3	生ごみの減量化	生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を購入する世帯に対する購入費の補助を継続する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	11-4	集団回収の推進	構成市町村で実施している集団回収事業を継続し、資源回収の促進を図る。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	11-5	家庭系ごみの有料化の検討	必要に応じて有料化の導入を検討する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	11-6	資源回収業者の確保	資源物が、回収業者に円滑に引き渡されるよう、必要に応じて業者との連絡・調整を行う。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	11-7	リユースの推進	再生品ストックヤードの拡張と、粗大ごみからの再生利用可能な物と住民への提供を検討する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	12-1	排出者責任の徹底	事業者に対して、排出者責任の徹底を周知する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	12-2	事業系ごみの排出抑制の浸透	排出者責任の徹底により、ペーパーレスなどのごみの排出抑制行動の浸透を図る。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	12-3	事業系ごみの適正処理の推進	事業系ごみの適正処理のため、構成市町村と連携し、監視・指導を徹底する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	12-4	多量排出事業者への適正処理及び減量化指導	多量排出事業者に対して、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、実施状況を管理する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	12-5	事業系ごみの排出抑制・資源化の推進	事業系から排出される生ごみの減量化・資源化を促進するよう協力を呼びかける。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	12-6	適正な手数料の徴収	必要に応じて事業系廃棄物処理・処分手数料見直しを行い、適正な手数料を徴収する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	12-7	公共施設における減量化の推進	公共施設は、他の事業モデルとなるべく、自ら率先して資源化、減量化に取り組む。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	13-1	パートナーシップの形成	廃棄物減量等推進審議会、減量推進員制度の組織作りと推進体制を整備する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
13-2	住民・事業者への意識啓発及び情報提供	住民及び事業者に対し、ごみの減量化・資源化への意識啓発や情報提供を実施する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施						
13-3	買い物袋・買い物かご持参運動	3R行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制を推進する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施						
13-4	環境教育・環境学習の推進	ごみに関する学び、実践する生涯学習としての取組みを推進する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施						
処理体制の構築、変更に関するもの	21	家庭系ごみ	分別の徹底を推進し、焼却残渣率や最終処分率の低減を目指す。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	22	事業系ごみ	適正な処理手数料を徴収し、適正処理を実施していく。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
処理施設の整備に関するもの	1	ストックヤード等整備事業	施設規模：約210㎡	組合	R2	R2	○	事業実施					事業期間 R2
	2	最終処分場整備事業	施設規模：約7万㎡	組合	R2	R5	○	事業実施					事業期間 R2-R5
その他	51	災害廃棄物への対応(大規模災害を除く)	自然災害により一時的に多量に排出されるごみの処理について、構成市町村と連携してその適正な処理を図る。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	52	不法投棄防止の推進	構成市町村、地域、警察、道路管理者等と連携を強化し、不法投棄防止に向けて監視体制の強化を図る。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					
	53	適正処理困難物への対応強化	収集や処理段階において適正処理が困難な物や排出禁止物については、販売店・メーカーへの引取強化等を要請する。	組合 構成市町村	R2	R6		事業実施					

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)及び(4)の事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

【参考資料様式1】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	須賀川地方保健環境組合
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード等）
(3) 工期 ※1	令和元年度 ～ 令和2年度
(4) 施設規模	約 210 m ³
(5) 処理方式	保管等
(6) 地域計画内の役割	マテリアルリサイクル推進、ごみの減量化・資源化
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	段ボール、ペットボトル等
--------------	--------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額 ※2	414,875（千円）
---------------	-------------

※1 令和元年度の事業については、第一期計画にて実施。

※2 事業計画額は、第一期計画の事業費を含む。

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	須賀川地方保健環境組合		
(2) 施設名称	一般廃棄物最終処分場		
(3) 工期	令和2年度～令和5年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 約6.8万㎡	埋立面積 約1.1万㎡	埋立容積 約7万㎡
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和5年度 埋立終了 令和19年度		
(6) 跡地利用計画	未計画		
(7) 地域計画内の役割	焼却灰、不燃物等のリサイクル不適物の埋立処理		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有	無	
(9) 事業計画額	4,000,000（千円）		

■参考図① 人口・ごみ量・リサイクル率の推移

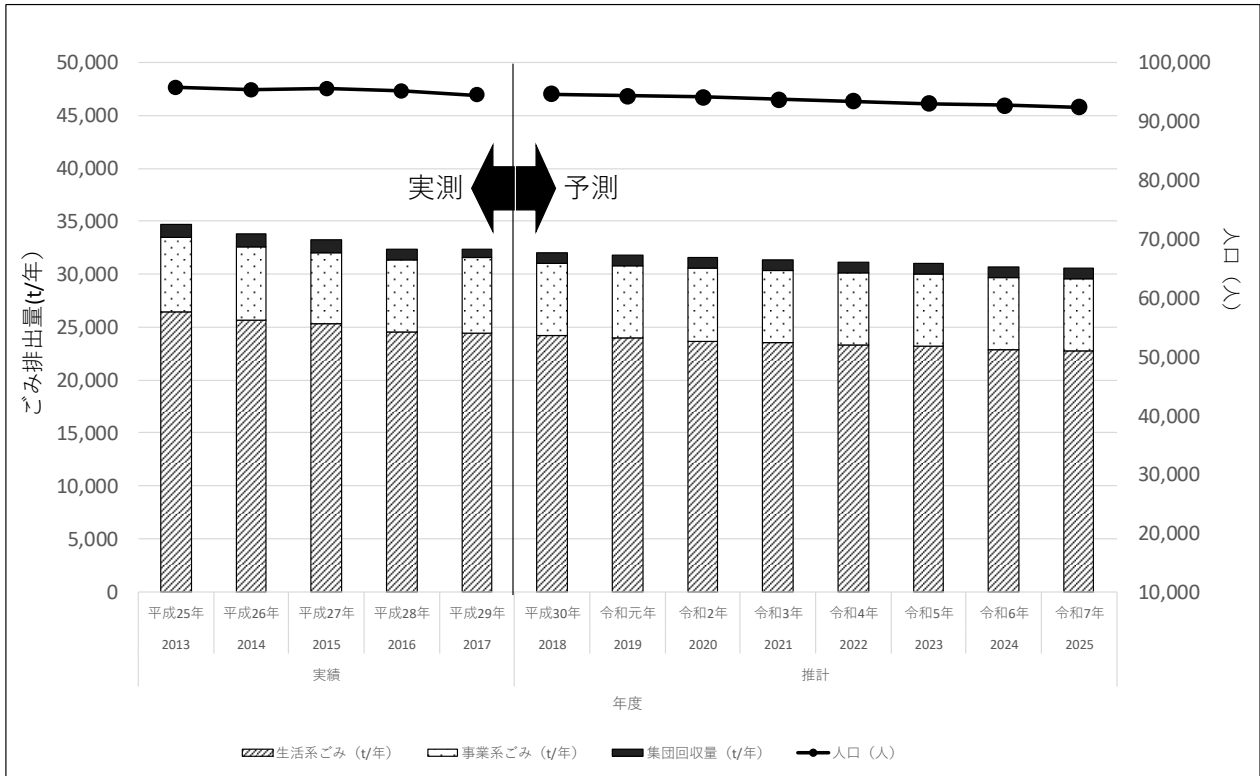


図 4 ごみ排出量及び人口の推移

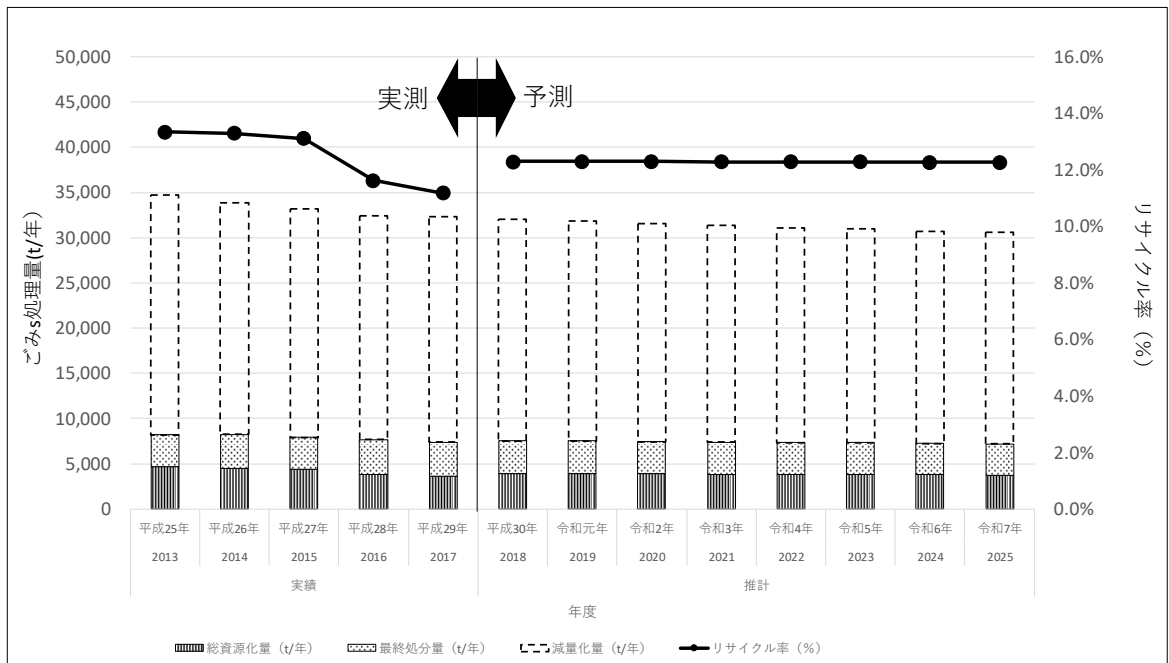


図 5 ごみ処理量及びリサイクル率の推移

■参考図③：既存施設等の位置・概要



背景地図は地理院地図を使用しました。

○ごみ処理施設（焼却施設）

所在地	須賀川市森宿字ビワノ首地内
処理能力	95t/24h (47.5t/24h×2基)
処理方式	ストーカ方式
炉形式	全連続燃焼式焼却炉
使用開始年月日	平成 31 年 4 月
敷地面積	24,412m ² (隣接施設含む)
建築面積	3,411.40m ²
建築延床面積	6,716.22m ²

○資源物ストックヤード施設（既存）

所在地	須賀川市森宿字ビワノ首地内
ストック容量	210m ³
ペットボトル減容機	処理能力 500 kg/時間
使用開始年月日	平成 12 年 4 月
敷地面積	10,369.47m ²
建築面積	369.36m ²

○一般廃棄物最終処分場

所在地	須賀川市森宿字向日向 地内
埋立方法	サンドイッチ工法
埋立面積	19,200m ²
埋立容量	140,800m ³
埋立期間	平成 12 年 8 月～平成 37 年度 (25 年間)
埋立開始年月日	平成 12 年 8 月

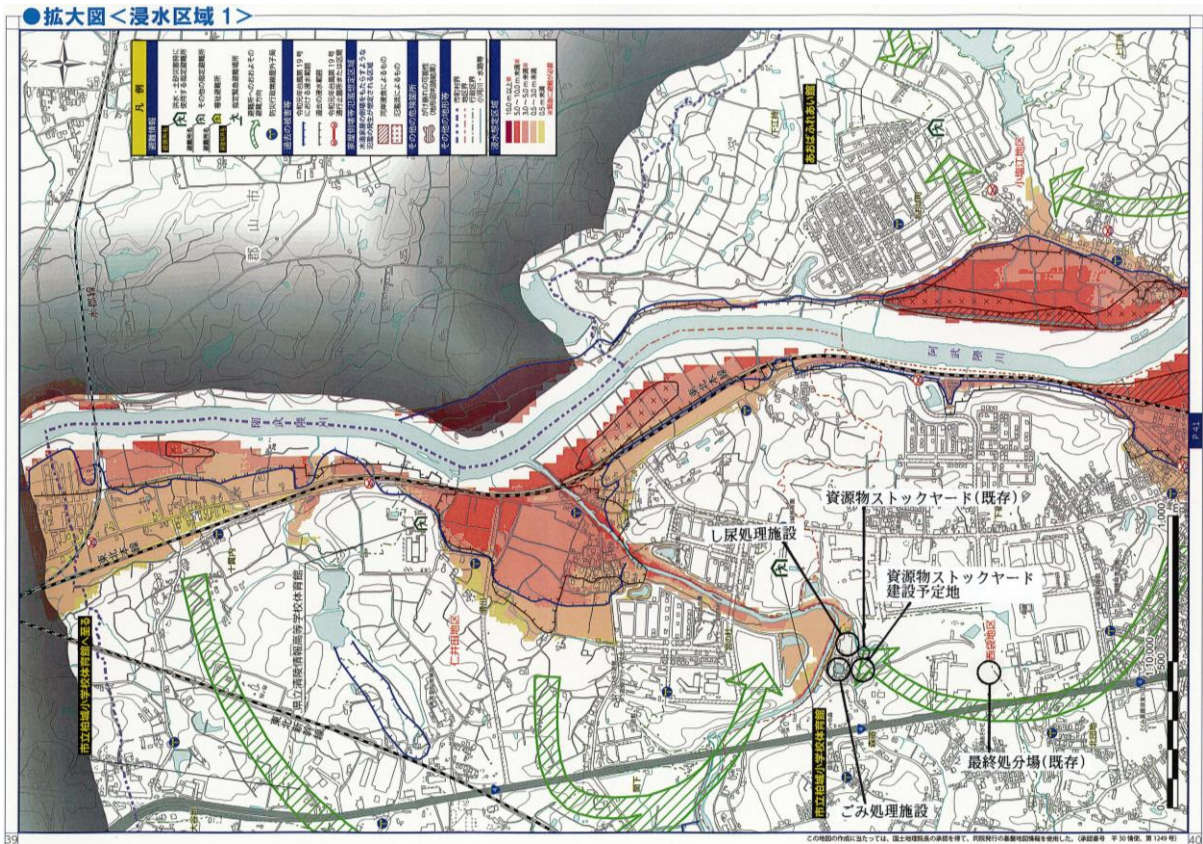
○資源物ストックヤード施設（新設）※R3.4 以降

所在地	須賀川市森宿字ビワノ首地内
ストック容量	210m ³
ストック対象物	段ボール、ペットボトル等
使用開始予定年月日	令和 3 年 4 月
敷地面積	10,369.47m ²
建築面積	369.36m ²

図 6 既存施設等の位置・概要

■参考図④：ハザードマップ

○既存施設及び資源物ストックヤード（新設）



○最終処分場（新設）

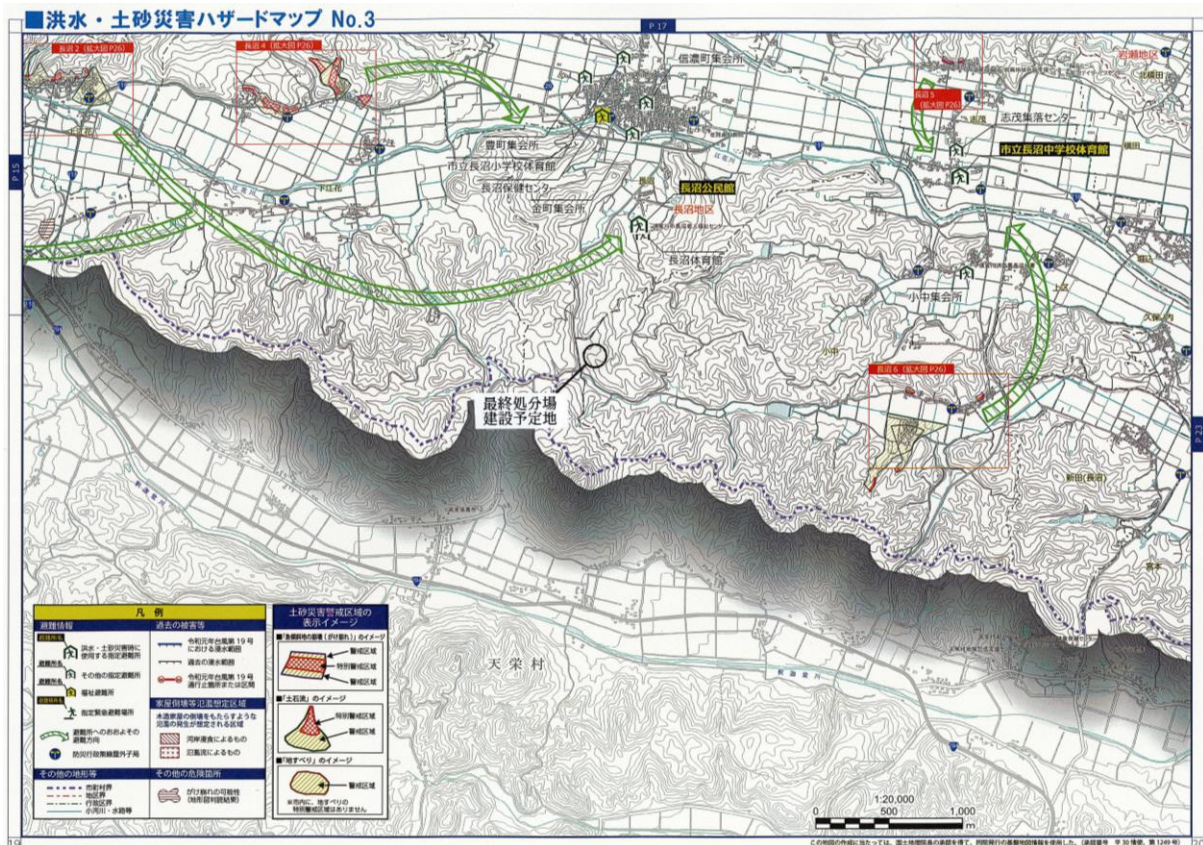


図7 ハザードマップ